

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成29年12月12日(火) 9時59分開会
12時30分閉会
- 3 場 所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、濱之上大成
委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 8 説 明 員
- ・総務課
課長 山下 友治 君 課長補佐 園田 豊 君
係長 中尾 隆樹 君
 - ・財政課
課長 栗野 寛教 君 係長 寺地 克己 君
係長 松下 直樹 君
 - ・水産林務課
課長 山平 俊治 君 係長 大野 勇人 君
 - ・教育総務課
課長 小中 茂信 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君
 - ・学校教育課
課長 久保 正昭 君 課長補佐 小田原 真 君
係長 鎌田 広文 君
 - ・企画調整課
課長 早瀬 則浩 君 参事 小泉 智資 君
課長補佐 寺地 英兼 君
- 9 会議に付した事件
- ・議案第73号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第74号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第75号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・陳情第7号 健康森林に関する陳情書・所管事務調査について
 - ・所管事務調査について
- 10 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

12月8日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、議案第73号阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第75号一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び陳情第7号健康森林に関する陳情書ついてであります。

なお、本委員会の日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおり進めてまいりますので御了承願います。

それでは、早速ですが、審査に入ります。

総務課の入室をお願いします。

(総務課入室)

○議案第73号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

初めに、議案第73号を議題とします。

課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第73号について、御説明申し上げます。この条例は、議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げ、3.25月分から3.3月分にしようとするものであります。

初めに、第1条は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改めるものであり、第2条は、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の172.5に、それぞれ改めようとするものであります。

次に、附則であります。条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は平成30年4月1日とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成29年12月1日から適用することとするほか、内払について規定しております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

提案理由として、特別職の国家公務員の給与改定に準じとか、人事院の勧告とかあるんですけども、毎年、言ってくるんですか。言ってくるのかな、地方自治体に。そういう勧告というのはどういう、意味を教えてください。

山下総務課長

人事院勧告は、国家公務員の給与について人事院が内閣に対して行うものであります。それを受けて、国においては国家公務員の給与の改定がなされるところであります。また、それを受けて、特別職等についても同様に給与改定がこの間なされてきております。市に対しては、このような給与改定がなされる予定等について文書が国から県を通じて送られてきます。市においては人事院勧告、それから国家公務員の給与改定、これらに準じてこの間、議

員、3役、職員の給与の改定を行ってきているという状況でございます。

渡辺久治委員

これは毎年あるんですか。

山下総務課長

人事院勧告については、引き上げの勧告もございますし、過去に引き下げの勧告もありました。民間との給与格差があるという場合において、人事院において必要な勧告がなされるというふうに理解をしております。

渡辺久治委員

29年度の1年間で一般会計で262万4千円、特別会計で294万3千円の増というふうに考えればいいですか。

山下総務課長

今、議案第73号に関してでございますので。

大田重男委員長

補正予算の件だから。

山下総務課長

補正予算についてはですね、当初予算とこの給与改定、それと当初予算調製時に見込んでおりました職員の配置と、実際の職員の配置に差が生じております。これは人事異動等と言いますけれども、これらを全て12月に調整する形をとっておりますので、給与改定による分、それから人事異動等による分の人件費の調整を行っている、ということでございます。

渡辺久治委員

大体1年間でこのくらいという感じでいいんですか。

[発言する者あり]

山下総務課長

そのときどきの当初見込んでいた人件費の見込みであるとか、それから人事配置によっての差というのがそれぞれの年度によって違いますので、また、給与改定についてもそのときの引き上げ率等の勧告率等も違ってまいりますので、毎年度同じ額というわけではございません。

渡辺久治委員

この議案だけに限らないんですけれども、さっき、ラスパイレス指数の話を。

大田重男委員長

まず、議案第73号についてやりましょうよ。それは後でも出てくるので、ラスパイレス指数は。

[発言する者あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第73号について、審査を一時中止いたします。

○議案第74号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第74号を議題とします。

課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第74号について、御説明申し上げます。

この条例は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げ、3.25月分から3.3月分にしようとするものであります。

初めに、第1条は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100

分の175に、第2条は、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の172.5にそれぞれ改めようとするものであります。

次に、附則であります。条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は平成30年4月1日とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成29年12月1日から適用することとするほか、内払について規定しております。

以上で説明を終わりますがどうぞよろしくお願ひいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第74号について、審査を一時中止いたします。

○議案第75号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第75号を議題とします。

課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第75号について、御説明申し上げます。

この条例は、人事院等の勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、規定の整備等所要の改正をしようとするものであります。条例議案等参考により、その主な内容について申し上げます。

条例議案等参考の3ページをお開きください。条例は、2条に分けて改正を行っておりますが、まず、第1条関係の改正について御説明いたします。初めに、第11条の5の改正は、勤勉手当の支給率を、職員にあっては100分の85を100分の95に、再任用職員にあっては100分の40を100分の45にそれぞれ改めるものであり、期末手当と合せた年間の支給率を、職員では4.3月から4.4月に、再任用職員では2.25月から2.3月にしようとするものであります。次に、附則第11項の改正は、現在、6級で55歳を超える職員について実施されている給与の1.5%の減額措置を、勤勉手当の支給率の改正後も引き続き反映させるため、必要な率の見直しをしようとするものであります。次に、4ページから15ページにかけてとなりますが、別表第1及び別表第2の改正は、給料月額を改定するため、給料表の改正を行うものであります。

次に、第2条関係の改正について御説明いたします。初めに、第11条の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規定であります。算出に当たって、祝日や年末年始の休日に係る勤務時間を除算しようとするものであります。次に、16ページになりますが、第11条の5の改正は、第1条で改正した勤勉手当の支給率について、職員は100分の90に、再任用職員は100分の42.5に改めるものであり、時期を分けて支給率の配分をしようとするものであります。次に、18ページになりますが、附則第8項の改正は、6級で55歳を超える職員について実施されている給与の1.5%減額措置が平成30年3月31日をもって終了することから、規定を削るものであり、このことに伴い、附則中の関係規定について削除するとともに、所要の改正を行こととしております。

最後に、この条例の改正附則について御説明いたします。議案書の14ページをお開きください。改正附則第1条では、この条例の施行期日を、第1条は公布の日、第2条は平成30年4月1日とするほか、改正後の条例の規定の適用日を定めております。また、改正附則第2条から第6条までは、所要の経過措置、規則への委任、関係条例の改正について定めております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

ラスパイレス指数が阿久根は92.1で、市としては鹿児島で最低だということをお聞きしました。それはそうですか。

山下総務課長

平成28年度のラスパイレス指数は、92.1でございます。これは19市の中では一番低い数字になっております。

渡辺久治委員

職員の給与を決めるときに、このラスパイレス指数でこれくらいにしようということを決めるといふ、そういう方針がありますか。

山下総務課長

具体的にラスパイレス指数を幾らにしようという目標を設定しているものではございません。この間、阿久根市においては継続的に独自の給与削減を行っておりますが、具体的なラスパイレス指数の数値目標を定めて行っているというものではございません。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第75号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室)

○議案第73号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第73号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討議を終了し、次に討論に入ります。

竹原信一委員

73号、市議会議員の議員報酬、費用弁償に関する、もともとがこれは国家公務員の給与を上げるということ、その根拠になっているのは民間の給与が上がっているということが根拠になっております。ところが、つい先日、12月8日、共同新聞などの記事によりますと、政府は、厚生労働省は生活保護家庭が、一般の低所得家庭よりも、支出よりも支給額が多いという判断をした。つまり消費支出、生活レベルは下がってきていると。にもかかわらず企業というか、景気はいいんだということ、矛盾しているんですね。現実、例えばですね、生活保護のレベルというのはどんなもんかと言ったら、40代夫婦の、中学生、小学生、子供2人を持つ家庭だと月額21万9千円、これが生活保護レベルです。それが19万4千円に減らせと、こういう発想なんですね。もう、下がっているのに景気がよくなってというデータ、どうやってつくっているかと言うと、調査対象が景気のいい大企業ばかりなんです。つまり、下請け企業を従業員は、派遣社員など切り捨て状態にして、それによって大企業が儲かる。儲けさせるような法律改正なんかをしてきている。そうしておいて、大企業の収益だけを見て公務員給与だけを決める。こんなことをやっておきながら、世間では所得が低いところに合わせる生活保護費を下げる。もう、でたらめなんですよ。国のこの公務員給与の判断基準というのがもう現状を無視するというか、悪化させながら公務員給与を上げるとい

うことをやってきている。これについて行くような政治家が、自分たちの判断能力を持ってないからなんですね。こういうことを阿久根市議会がまねしてですよ、突き放すようなことをしちやいけません。反対します。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第73号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論がありましたから、可を諮る原則により挙手によって行いたいと思います。

この条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第74号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第74号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本案について討議に入ります。

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

74号、市長等。西平市長は、よくもこんな提案ができるかなと思います。恥ずかしい。終わります。

大田重男委員長

ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第74号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第75号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第75号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

同じ職場で働く臨時職員、嘱託職員の昇給については一切検討することなく、もとできえ人件費が6倍、7倍もある職員のほうだけを上げる。こんな理不尽なことはありません。反

対です。

大田重男委員長

ほかに討論ありませんか。

渡辺久治委員

私はこういう給与の改定がですね、特別職の国家公務員の給与改定とか、人事院とか、そういうのがもとで変えられるということは、なかなか受け入れ難いものがあります。ただ、今回のラスパイレス指数とか、その辺の情報を鑑み、この件については賛成いたしますが、今後は阿久根市の同等の仕事をしているような人たちの給与の判断しながら、阿久根市の職員の給与を考えることを提案して、この議案に賛成します。

大田重男委員長

ほかになければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第75号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

[発言する者あり]

暫時休憩いたします。

(休憩 10:22～10:23)

○陳情第7号 健康森林に関する陳情書

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、陳情第7号 健康森林に関する陳情書を議題とし、審査に入ります。

まず、提出者を呼ぶことを含め、審査の方法について、委員の皆様から御意見を願います。

濱之上大成委員

面積はどのくらいなんですか、わかりますか。

[発言する者あり]

大田重男委員長

まずは陳情者を呼ぶか。

[発言する者あり]

では、陳情者を呼ばないこととして審査をしていくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、陳情者は呼ばないことに決しました。

それでは、陳情第7号について、所管課を呼び質疑を行いたいと思います。

今回の場合、財産の取得に関して財政課、保安林に関して水産林務課に出席を求めていますので、入室をお願いします。

(財政課、水産林務課入室)

大田重男委員長

それでは、財政課及び水産林務課に出席をいただきました。

財政課、水産林務課から本陳情について説明することがあればお願いします。

山平水産林務課長

陳情7号で出ております当該山林を含め、周辺の現状についてお配りいたしました地図に基づいて説明をさせていただきます。勝目氏が売買を希望されている山林及び原野、地目ですが、黄色でくくった、字が小さくて見えにくいかと思いますが、6120番の146、6114番の21、6120番の1、6120番の4筆であります。図面右上が阿久根市役所になります。当該山林の、黄色でくくった山林の左上が旧国民宿舎になります。周辺には山林と並行して東側に二級河川大橋川及び管理用道路、西側に市道遠見ヶ岡線が並行して走っております。当該山林は、高低差が最大で約70メートル、傾斜角が最大で約45度と、急峻な地形であり、広葉樹が群生しております。また、赤色でくくった6114番の25、6120番の145の2筆については、所有者は勝目氏ほか4名の土地であります。地目は保安林となっております。ここにつきましては、昭和61年3月4日に土砂崩壊防止保安林に指定されましたが、昭和59年度に治山事業を実施したことによるものでございます。なお、保安林指定につきましては、毎年、県から市へ保安林指定事務一部委託がなされることから、市は必要な個所については、保安林の要望書を県に提出しております。今回、売買を希望される勝目氏のほかの4筆（訂正あり）についても、平成28年度に保安林指定の要望がなされたことから、平成28年5月11日に市から県へ要望書を提出しております。しかしながら、平成29年6月21日に取り消しの申し出があり、さらに9月8日（訂正あり）に再度、保安林にしてほしいとの要望がなされるなど、一転二転しております。状況については以上です。

大田重男委員長

所管課の説明がありました。

それでは各委員から質疑をお願いします。

山平水産林務課長

今回、売買を希望される勝目氏のほかの3筆とありましたが、4筆の間違いであります。

それと、さらに9月20日に再度要望されるなど、一転二転していると言いましたが、9月20日ではなく9月8日でした。

竹原信一委員

買入れを希望されている土地の総面積、それから台帳上の課税の土地の価格及び年間の固定資産税は、概略いかほどか教えてください。

山平水産林務課長

総面積についてお答えいたします。4筆全体で5万1,016平方メートルです。

[発言する者あり]

栗野財政課長

固定資産税の評価額については、こちらのほうから調べたものがございます。それによりますと、130万弱というところでございます。これは4筆の合計でございます。

[発言する者あり]

それは私どものほうでは計算しておりませんが、固定資産として評価されている評価額は130万弱ということでございます。

竹原恵美委員

陳情者は勝目健さんなんですけど、御指定の筆には澄子さんて、御家族一緒の御意見だと勝手に思っている話なんでしょうね。御本人いないところで聞くのも何ですが。

山平水産林務課長

私たちのほうから奥さんである澄子さんの意向というのは確認をいたしておりません。

竹原恵美委員

奥様ということがわかりました。基本的に保安林というのが、二転三転とおしゃったんですけれども、保安林指定には公益的な目標があって、それを解除するにはその目的が達せられたとかということがあると思うんですが、保安林ということ自体、当時の設定も知りたいんですけれども、保安林には例えば税金がかからないとか、何か後ろの、バックまで少し教

えてもらえませんか。

山平水産林務課長

保安林指定をいたしますと、固定資産税はかかりません。保安林指定をなぜするかと言いますと土砂崩壊とか、かれこれ災害等がありまして、復旧しないといけないという判断のもとに保安林指定を行うことにしております。指定を行うのは県です。

濱田洋一委員

陳情に出ています買っていただきたいという部分ですけれども、もしですけれども、購入した場合に市としてのメリットはあるんですか。

山平水産林務課長

水産林務課といたしましては、購入しようという気はありません。なぜかと言いますと、いろんな事業が、治山事業とか必要になってくれば購入ではなくて、無償で保安林指定を行っていくという立場で今までいろんなところの事業を進めておりますので、ある特定したところだけを購入ということは考えられないところです。

濱之上大成委員

財政課長にもちょっとお聞きしたいんですけどね、今、公共施設の管理計画をされてますけども、現状ははっきり言って、3億から4億足りない、年間20億ぐらいを目標という状況らしいんですが、そうしたときに維持管理、人口も6割に減るとい、将来見越したときに。財政課長から見てもですね、こういう土地の状況から果たしてなじめるのかと思うんですが、それについてはいかがですか。

栗野財政課長

財政課の観点からお話をさせていただきます。市で保有している土地というものに関しましても、非常に多くの土地を抱えてしまっているという状況がございます。ちょっと財産の話をしていただきますと、財産に関しましてはですね、行政財産と普通財産に分かれております。行政財産は地方公共団体において公用、または公共用。違いはですね、公用というのは庁舎は公用、その事務を行うために必要なもの。公共用というのは市民の皆さんが使っていただくために、道路であるとか運動場であるとか、そういったものに供するものを行政財産と呼んでおります。この行政財産として管理していくというのは使用の目的があるということで管理をしております。一方、阿久根市におきましても行政財産ではない普通財産というのがあります。一定の行政の目的を達した、使わなくなった、目的がなくなった土地などがございます。こういったものを普通財産という形で管理をしておりますが、こういったものは行政の目的のために必要がない土地でございます。それを普通財産として管理をしているところなんですけど、売れるものは売るとい形で処分をしていきたいと考えているところがございます。この陳情にございますような土地に関しまして、行政の目的に必要なとなれば買入れるということはあると思いますけれども、そういうのが必要がないものについてですね、買入れて行政が保有していくということは、普通財産として保有するわけですから、普通財産として保有するものが多くなるのはいささか問題があるのかなと。それは委員御指摘のように維持管理上も費用も増すということもございますので、課題は多いと思っております。

濱之上大成委員

今お聞きしてほっとしたんですけれどもね、私としては今後圧縮していかないかという状況を見ますと、ほんと大変な状況の中ですね、ほんとには処分するほうが、どんどんしてほしいぐらいの状況の中で、厳しいかなということで了解しました。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で所管課への質疑を終了いたします。

(財政課、水産林務課退室)

大田重男委員長

それでは、陳情第7号について皆様からの意見をお願いします。

竹原信一委員

今、財政課、水産林務課だけの話を聞いたわけですがけれども、実際、将来的に一切阿久根市がこの土地を活用する可能性はないという判断をしたわけではありません。現状として市役所の利益のを中心に私たちは考えるべきではなくて、住民の暮らしとともに合わせて総合的にどうなるかということに気にながらやっていかないかんわけですよ。そうしたときに今の状況としては勝目氏は自分のところで使う予定のない土地を抱えて税金を払っている状況がある。で、阿久根市に買い入れをしてもらいたいけど、阿久根市のほうも、今、これを何か活用するという予定もない。こういう状況で買い入れを希望されたわけですがけれども、議会の判断としては今の段階だと税金を使って買ってこれというの言い難いし、住民の願いを無視するというかな、否定するというのもなかなか難しい。ですから、この件については趣旨採択ということで将来に希望をつながせるということによろしいんじゃないでしょうか。私どもがここで切り捨てるような判断はしなくてもよいかと思いますよ。

木下孝行委員

竹原委員の今の考え方には賛同する部分も確かにあるんだけど、こういった案件というのはなかなか陳情という形で出てくることはまれだと思います。しかしながら、こういう状況におかれている方は阿久根市内にはたくさんいらっしゃるだろうと私は思います。そうした中で、こういったことで明らかに希望を逆に持たせるようなことを、期待を持たせるということはいかなるものかなというふうに思いもいたします。今、所管課との話もございましたように、本来目的がないものを市が簡単にとるか、買うことはある意味阿久根市にそういった困っていらっしゃる方にとってみれば、じゃあ1件を認めてしまえば、じゃあ私の土地も、私の危険なこの土地もというようなことが、明らかに、確実にそういうことがあるということも考えていけば、ここははっきりとできないということは示したほうが、私はいんじゃないかなというふうに思います。そういったことで皆さんには判断をしていただきたいと思います。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[発言する者あり]

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ討議に入ります。

竹原信一委員

事実としてですよ、阿久根市はもう実際使わないという判断をしていないわけですよ。判断をしていないのに希望を持たせるようなことをしてはいけないということこそ事実とそぐわない考え方ですよ。可能性がある、あるいはもしかして今後保安林として指定する可能性もあるわけですよ。今の状況は可能性の段階です。それをわざわざ否定する必要はないと思いますよ。

木下孝行委員

今後、保安林に、これを却下したから保安林に絶対ならないというのもないんですよ。これを却下しても将来保安林に指定される可能性は十分残されているわけですから。これは買う、買わないの話だから、行政が。

竹原信一委員

だからこそまだ確定する判断をする必要はないと私が言っとるわけですよ、ね。そしてですよ、今後、もし、今はこれは市議会に提案されたものです、要望されたものですよ、ね。議会に対してこんなことが来ましたよということが、私たちがするだけで、市の市役所、執

行部、市長の全体としてこれを受けとめてるわけではありません、いいですか。市議会が趣旨採択をした段階で、（聴取不能）ですよ、執行部のほうにこれが可能性があるよねって言うことが行くわけで、それは伝えるべきなんですよ。その方法として趣旨採択でいいんじゃないですかと言っとるわけで。今、来たものを議会が切り落とすなんていうことは本来の役目からずれてるんじゃないですか。やり過ぎだと思います。

濱之上大成委員

竹原委員に確認なんですけどね、先ほど継続というとらえ方をおっしゃったんですが。継続を先ほどおっしゃたようにも聞こえたんですけども、今、趣旨採択をしたいということですか。

〔竹原信一委員「そうですね。趣旨採択じゃなくて可能性があるよねって言って、執行部のほうに渡すだけです。ああそうですかって覚えとくだけです。覚えといて、執行部のほうはこんな相談がありましたよねって言うことで、買い入れやいろいろな使用について相談ができるように、しやすい環境が生まれるわけで、それは残していいんじゃないですかという意味なんですよ。趣旨採択という意味です、それは」と呼ぶ〕

木下孝行委員

これは本人にとっても伝えるわけですからね。要するに、そういう趣旨採択というのは確かに行政にも行くけど、本人にもこれは行くので、本人にはどういう説明をするんですか。これはひょっとすれば買ってもらえるよって言うようなことも、ニュアンスもあなたは言えるわけ。そういうことでは逆にだめだと思うよ。

竹原信一委員

どこかで発言したの。ちょっと待ってください。

大田重男委員長

休憩に入ろうか。

竹原信一委員

議長は、発言のたんびに手を挙げさせて発言するつちゅうことをさせていただきます。

〔発言する者あり〕

濱之上大成委員

私としてはですね、今の現状を考えたときに、はっきり言って人口減にもなっている状況の中でですね、市の財産として残すというよりも、今後必要とみなした場合に、市の財産として活用するかを判断するのは、またその時期でもいいと思いますし、今の現時点では私は今、この陳情に対しては賛同はちょっと難しいんじゃないかというふうな私の捉え方です。ただ、竹原委員がおっしゃるのも一理あります。しかし、今、この状況の中で継続審査みたいなふうに僕には聞こえたもんだから、なるほどという捉え方をしたんですが、趣旨採択までは非常に厳しいんじゃないかなと、私としてはですね。ですから、この分はやっぱり否決すべきだろうというふうに私は個人的には思います。

濱田洋一委員

私は限られた予算の中で、いわゆる市が購入するということでありまして、やはり予算というのは市民にどれだけ予算を使って還元できるかというのが最大の目標であると思っております。そういった中で、この陳情に出ている土地の購入、若しくは趣旨採択、本人さんにもですね、陳情者の方にもそういった可能性がありますよというようなことでありまして、やはり逆に、先ほど木下委員からもありまして、ほかにも市民の方々の中にはたくさんいらっしゃると思います、そういった希望を持っていらっしゃる方が。やはり、本当に親切ならばこの陳情書は否決ということで、陳情者の方にもこういう理由でと実際のところを話をしていただければ、私はそれがいいんじゃないかなと思っております。

竹原信一委員

議会の機能と役目、仕事を見たときにですね、実際に事業を立ち上げなんかですね、山林を利用することをやりましょうということを議会がやってきてるわけじゃないんですよ。

こういったことを利用しようと、そのときに考えようというのはもう、職員のそこの計画が立てられるわけです。ほいで、そういった場合にも使いやすいところからやりましょうねっていうようなことが組み立てたりするでしょうよ、ね。住民のほうは手放したい人もいればただで使ってもらいたい人もおる。いろんな可能性を把握できる状況が望ましいわけですね。そして議会にこれが来ましたということは、少なくともこれだけの土地は提供したいという、あるいは自分のところで使う予定がないような状況なんだという、この情報ですよ。今、二つの課だけです、話を聞いたのは、ね。例えば商工観光課とか、そういったところには言っていないわけですから、ね。こういう状況がありますというのは、ここで切るんじゃないで、やっぱり議会ではちゃんとこういうこともありますねというのは、執行部に伝える形が必要じゃないでしょうか。そうしたときに、議会のやる作業は趣旨採択ぐらいしかないんじゃないですか、これ。希望を持たせないようにここで切り捨てましょうというのは、議会としてあり方は間違っている。

大田重男委員長

委員の発言はわかりました。

渡辺久治委員

まずですね、こういう土地を持っている人は阿久根市にたくさんいます。広いところ、もっとほかのところですね。だから、私はまずこれは否決するべきだと思ったんですけども、この場所ですね。この場所がすぐ、市のど真ん中というか、市役所のすぐそばだし、将来にその可能性として利用する可能性がなきにしもあらずだなあとと思います。でも、これを趣旨採択してしまったら、その人に至らぬ希望を持たしたりとか、執行部に対する圧力になると思いますから、1年ぐらい継続にしてもらったらいかがでしょうか。いろんな意見を調整したらいかがかと思いますけれども。

[発言する者あり]

大田重男委員長

この金額も考えてと。

渡辺久治委員

ですから継続審査にさせていただけたらと思いますが、以上です。

竹原恵美委員

今、阿久根市がこのまま持った場合、普通財産として目的のないものをという御意見、市にとってそういう財産になってしまいますが、阿久根市としては健全運営をしていかなければならない責任があります。そして空き家でわかったとおり、財産の所有者はその責任を負う必要があります。この陳情書には金額指定もございます。これに対して趣旨採択という扱いはできないものと私は思います。

竹原信一委員

金額の要望があったからできないものと思います。議会で、

[竹原恵美委員「委員長、発言に対して一々々々揚げ足をとる発言は議論にはならないと思います」と呼ぶ]

討議です。討議は、やっぱりこっちとこっちでないといかんです。揚げ足ではないです。ちゃんと、

[発言する者多数あり]

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 10:56～10:58)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

竹原信一委員

討議というのはやっぱり議論、言葉、内容について議論するのであって、相手を否定してはおりません。その内容についてどうしようと、まさに議論をやつとるわけですよ。私もその成果を市民のほうにお渡しするというのが私どもの役目ですから、ね。考え方について間違いがあればお互いに修正して、あ、私はそう言ったのは間違っているってそう言えば済むだけの話じゃないですか、ね。でですよ、先ほどの件ですけども、やっぱり、何とかすることはできないものって、なぜできないかを話しをしなきゃいけないのに、頭から判断するというのは、

[発言する者多数あり]

大田重男委員長

ちょっと冷静になれよ。冷静に。

[発言する者多数あり]

休憩に入ります。

(休憩 11:00～11:02)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ほかに討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ討論に入ります。

竹原信一委員

やっぱり私どもは敏感に住民のほうには反応していきやいけない。市役所職員というか、その体制全体がですね、どんなふうに関後山林の、あるいはまちづくりやら自然環境について取り組んでいこうとしているのかというのは、敏感には私たちは知らないわけですよ。出てきて初めて賛成するか、反対するかちゅう状況があるわけです、ね。そして、役所のほうはそういったこと、情報をたくさん受けとめていきやいけない。その中から阿久根まちづくりを具体的にやっといこうという可能性が広がってくるわけですから、こういった提案が上がってきたものは、やっぱりありましたよっというぐらいの形で集積させる環境をつくらせるというのは必要なんじゃないでしょうか。そういった意味でできないということじゃなくて、一応、趣旨採択ぐらいで持っていくのがよいと思いますよ。よろしくお願いします。

大田重男委員長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

それではですね、継続審査、趣旨採択、そういう意見になっています。

順番に採決に入りたいと思います。

それではこれより陳情第7号について採決に入ります。

本件は継続審査とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成少数と認め、継続することは否決されました。

次に、本件を趣旨採択すべきとする委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成少数と認め、趣旨採択とすることは否決されました。

次に、本件を採択すべきとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

賛成者なしと認めます。

よって、陳情第7号は、採択とすべきものとするのは否決されました。

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 11:04～11:15)

○所管事務調査について

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、本委員会の所管事務調査事項についてを議題とします。

11月21日及び22日にかけて、佐賀県多久市を学校の規模適正及び義務教育学校について、福岡県糸島市を再生可能エネルギービジョンに関する事項について、福岡県古賀市を災害対策及び防災に関連する事項について、それぞれ調査したところです。

本日は、今後の調査について御意見を伺います。

初めに、教育行政における学校の規模適正化及び義務教育学校について、教育総務課、学校教育課への意見聴取を行います。

(教育総務課、学校教育課入室)

大田重男委員長

本委員会では、佐賀県多久市における小中一貫校及び義務教育学校の取り組みについて調査をいたしました。

そこで、その調査を踏まえ、所管課に意見を伺うものです。

それでは、各委員から質疑等あればお願いします。

木下孝行委員

この前、委員長の報告のとおり、佐賀県多久市に行政視察、所管調査に行ってきました。その前に、皆さんとの担当課とも意見交換してから行ったんですが、また、先週の一般質問でも渡辺議員のほうから報告と内容を含め、教育委員会に対しての要望提案があったところでもあります。やはり阿久根市が平成19年に統廃合の問題があって、統廃合しないということで結論をつけて現在に至っているわけですが、やはり去年の静岡市も一緒でしたけれども、15年、10年、そういう長い年数をかけてどこも小中学校の適正化の検討をずっと継続的に行ってきた、結果を出してきているということがあったという中でですね、阿久根市は10年前に検討委員会も廃止して、また今に至っていて、その中でこの前の一般質問の答弁でもあったように、今から立ち上げるということで、まさに状況的には悪い方向に進んでいるというようなことで、我々も昨年からのこの調査を検討項目に入れて委員会をやっているわけで、今後はさらに加速を上げながら検討委員会を立ち上げて、地域住民、PTA含めてこの統廃合については積極的に担当の皆さんには、教育委員会も含めてですね、教育委員の人たちの意見も聞きながら、積極的に話を進めていってもらいたいと。総括的な話しになってしまいましたけれども、そういうことで、私は今回そのように強く研修をして、そういった時間を得たところであり、この前の渡辺議員の一般質問のあの提案を真摯に受けとめて、積極的に今後はスピード感を持ってやっていきたいなというふうに思っております。そして、視察に行ったあとに何人かの市民と話をさせていただきました中では、中学校は2校でいいんじゃないかと。阿久根中と三笠中だけでいいんじゃないかと。小学校だけはやっぱりできるだけ残してやっていく方向がいいんじゃないかと。やはりその中には、小学校というのは地域にとっては必要なコミュニケーションの一つの場所でもあるということで、学校がなくなるということは地域にとってはかなりダメージがあるということから、小学

校は残して中学校を2つにしたほうがいいんじゃないかと、そういうような意見が多かったというようなことをここで皆さんにお話をさせていただきます。それについて、教育総務課長と学校教育課長の意見を聞きたいと思います。

小中教育総務課長

一般質問で市長がお答えいたしましたとおり、今後、学校規模適正化協議会を早い段階で立ち上げをして、本年度中に第1回目を開催したいと思っておりますけれども、その中では小学校もかなり小規模化が進んでいる学校もありますので、中学校だけということではなくて、市全体を総合的に検討を進めていきたいというふうに考えております。先ほどからありますようにスピード感を持ってということですので、あまり長い時間かけて協議することもできない状況もありますので、スピード感を持ってやっていきたいと思っております。その中で、それは全体的な協議としまして、また特に急がないといけない小規模校もありますので、その辺りは地域に入って保護者等、今、大川中とか入っておりますけれども、そういうのを進めながら並行してやっていきたいというふうに考えています。

久保学校教育課長

今、総務課長のほうからもありましたけれども、保護者、地域の方、御意見もいろいろ聞きながら、やはりごく小規模校になってくると、小規模校としてのメリットとか、デメリットとか、そういうところもどうなのかということもありますので、御意見をいただきながら、子供たちが一番いい環境で学習できることが大切じゃないかというふうに思っておりますので、市全体、またスピード感を持ってというような形で取り組まれていかれたらどうかと思います。

木下孝行委員

ぜひともそういう方向で、しっかりと今後はスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

渡辺久治委員

統廃合というよりも学校再編という言葉で呼びかけたほうがいいんじゃないかなというふうにまず思います。それから、まず検討委員会の人選は、早急に立ち上げないかんけれども人選は大事だなと。どういうふうにして誰がいいかなというのは、よくよく検討して声かけて、住民の代表とか、PTAとか、その辺を人選していったほうがいいかなと思います。そして、一番大事なのはそういう人たちも一緒に視察をしたほうがいいんじゃないかなと。やっぱり百聞は一見にしかず、我々も見て、こういうことはいいなと、こういうところは反省だなと感じましたから、そういうのはまず行って、視察すればまず論議は自然と始まると思っておりますので、その辺から始めていただければと私は思います。

大田重男委員長

要望ですね。

渡辺久治委員

要望です。

濱田洋一委員

すみません、確認なんですけれども、今、阿久根市教育総合会議ですかね、というのが設置されておりますが、何回程度行われて、協議内容等は。答えられる範囲でいいんですけれども、そこをちょっと教えていただきたいんですが。

小中教育総務課長

総合教育会議については、本年度は9月に1回開催しております。内容につきましては学校の統廃合について教育長、教育委員と市長が意見交換をするということで実施しております。本年度は1回です。

濱田洋一委員

統廃合についてということで、市長、教育長等でいろいろ会議をされているということですが、具体的というか、先ほど答えられえる範囲と私は言ったんですけれども、具体

的にどういった内容というのはどうでしょうか。

小中教育総務課長

まず、学校の統廃合につきまして、教育委員がどのように考えているかということをお聞きしております。その中で、お互いに統廃合は進めないといけないということと、それから、先ほど申しましたけれども、市全体として小学校を含めて検討を進めていくべきではないかという確認をしております。その協議に当たっては、先ほどから申しますとおり、地域に入って保護者、あるいは地域住民と十分協議をしながら進めていくべきであるということを確認しております。

濱田洋一委員

今の会議の内容ということで、小学校も含めた中での再編ということも検討されているというようなことでよろしいのでしょうか。

小中教育総務課長

再編も含めて、学校のあり方全般について協議をしていくということであります。

濱田洋一委員

私がちょっと気になるということがありまして、昨年行きました静岡県の浜松市庄内学園のほうも約10年かけて地元地域の方々、そして保護者の方々と協議されて、10年間のいろんな協議の末に開校に至っているというような状況であります。先ほど木下委員からもありましたとおり、多久市においてもですね、平成17年に行政改革大綱をつくられてですね、それから8年、平成25年ですけれども、約170回の会議と各地区への説明会等やられているんですけども、スピード感を持ってというのは、今の児童生徒の現状を見るとそれが大事だなとは思いますが、例えば、これからやっていく中でかなりの年月と、そういった説明会であったり、協議会であったりと、そういうことは大事なところだなと一番思うんですけども、それについてどうお考えですか。

小中教育総務課長

協議会を今後開催していきますので、どういった議論になっていくかですけれども、ゴールをどこにもっていくかでも、かなり時間的な部分というのはずれが出てくるとは思うんですけども、例えば、阿久根市内を全部、全て一緒に義務教育学校にするとした場合、かなりの課題と、あるいは地域との協議というのが必要になってきますので、時間を要すると思っております。それよりももうしなければいけないところもありますので、できるところからという言い方は語弊があるかもしれませんが、急がないといけないところから順次やっていくんだということであれば、そういったスピード感を持ったものができるんではないかというふうに考えています。

竹原信一委員

教育というのは数や時間の話しではなくて、実質的には質の問題なんですね。小さければ小さいほどそこにかかわる教師の影響力というのは非常に大きな問題がある。ですから、私たちが、子供たちは質の中で育っていくのであって、規模のことはほんとに外面的な話なんです、質がどうなっているかと、質が悪ければ学校ないほうがいいですよ、引っ付けてしまったほうが。薄めたほうがいいわけです。質がよければ小さいほうでできるところもあるだろうという、そういった質に関することですね。例えば、この小さな規模で私たちは、教師がですよ、そういう能力を発揮できる人間、それをここに連れてくる。人事的な話ですよ。そういったことってというのはちゃんと検討してあるのでしょうかね。そこんところをちょっと教えてください。教育長の質問になるかな、本当は。

久保学校教育課長

質が大事だということはおもったことではないかと思えます。小規模校の場合は人数が少ない分、1人1人の生徒に目が届く、手が届く、懇切丁寧に教えられるという非常にいい利点もあります。ただ、複式学級とか、学級数によっては今度は教員数が国の基準で決まっておりますので、そうすると、中学校の場合だと専門の教師がいらないということも起こり

うります。そうすると本来は別の教科の先生がほかの足りない教科を教えないといけないと。その部分にはあんまり自身はないんだけど教えないといけない。いわゆる質の問題がここに出てきます。そういった課題もありますので、先ほどある程度のごく小規模校になってくると言ったのは、そういう点で子供たちに果たしてそういう状況がいいのかという問題が出てきます。

大田重男委員長

ここはいろんな結論を出すんじゃなくて、みんな学んできたことを、こういったものがありましたとか、そういう場にしてほしいですよ。

[発言する者あり]

学んで来たことを話をしてほしいと。

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 11:31~11:32)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

竹原信一委員

先ほど質の話をしました。それに対する答えが、文科省がつくったものを教え込むスタンスでの返事だったと、いうことですが、教科があつてそれを専門じゃない、そういうことじゃなくてですね、実際には人間性といいますかね、そういったものが一番大事なんですよ、小さいところあればあるほど。そしてその人の能力によって人間が教科関係なしに育つわけじゃないですか。たまたま教育というのは教科によって分けていますよ。しかし、人間の能力は一つの科目が伸びれば、それに伴って社会も、理科もというふうに伸びるものですからね。教科の数、専門性は関係ないですよ、人間の、子供たちを育てている段階においては。ですから、そういう意味でその小規模に適した人間全体、そういったことに注目した人事配置はなされているのかというのが最初の質問なんですよ。

[発言する者あり]

大田重男委員長

対応。

竹原信一委員

人事配置の話ですよ。教員の配置について、その専門教科じゃなくて、まさにそういったところに向けた人間という感覚でやるのが筋じゃないでしょうかという話です。そういった(聴取不能)と思ってましたけれども、どうも答弁の中にその匂いが全くない感じなんですよ。

[発言する者あり]

久保学校教育課長

人間性については、学校教育全体で道徳を含めて教育をするということになっております。ですから教科とか、そういうようなところとはまた関係はありません。関係がないというか、教科の中でも学校教育全体の中で人間性とか、道徳性とか、そういうのは培っていくことでもあります。

竹原信一委員

なるほど。別のものとして、枠組みとして理解されているわけですね。わかりました。その辺は間違っていると思いますよ、その考え方は。

濱之上大成委員

今回ですね、研修してきたわけですが、まず、私、個人的に今の阿久根のこの実態としたときに、まず一番気になるのが教職員の、いわゆる労働環境です。それと同時にこの

規模適正化という問題についてですね、気になるのがあります。小学校では複式学級を解消するために6学級以上と、こういうふうになってますけども、現状は小学校は阿久根の場合は4校が適正にはなってます。と同時に、複数の教員を配置するためには、結局2学級以上というふうな捉え方があるとお聞きするんですが、まず、その1点目ですが、そういう状況からしたときに、教員は足りてないと思いますか、それとも足りてると思いますか。ちょっと質問したいんですけど、どうですかね。

久保学校教育課長

教員の数が足りているかどうか、学級数に対してということではよろしいでしょうか。複式学級でなければ小学校の場合は学級に応じて、各担任がつくようになっておりますので、教員が足りないということはないというふうに思っております。ただ、先ほどから出ていますとおり、中学校の場合は、場合によっては臨時で指導していく場合もあります。その場合は専門の教師がなるべくつくように非常勤講師が配置されたりというような配慮を県のほうでもしておられます。

濱之上大成委員

私としては、阿久根小と阿久根中だけがそういった状況にある程度、ぎりぎり間に合っているような気になるわけです。そうしたときに、各小学校においては複式があったりして、全体から見て不公平な感じもしないでもないとは思ってるわけです。そういった意味においても、先ほど来、木下委員も申し上げたんですがね、今後、やっぱり早急にこういう検討委員会は進めていくことになってますでしょうけど、急いでほしいというのが一つの思いです。なぜなら、やはり、私たちはびっくりしました。大川小がどうだ、尾崎小がどうだという小さい感覚で言ったにもかかわらず、行って見たら校区全体、市全体で考えてる。渡部委員も質問されてましたけども、やはりそういう時代になってきている、今現状です、阿久根は。そういった意味においてもですね、やはり、急いで検討してほしいというのは感じてまいりました。それと同時にほっとするのは、多久市に行ったときもでしたが、中学校の部活動については無頓着でした、やっぱり。これは、なぜなら、働いている時間外の部活をしているわけですね、ボランティアで。これもやっぱり考えていかないかん時代になってきていると思います。これは教職員ばかりじゃなくて、複式の労働環境もおかしいんですがね。だから、そういった意味においても、早急にこういった適正な小中一貫校にするのか、そういったものの検討をしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

竹原恵美委員

多久市を研修してきましたが、阿久根市と同等の人口規模、生徒の規模だったんですけれども、先ほど阿久根市としては全体で協議していくと言われたことが、実は安心しています。多久市では3つの小中一貫校にしたんですが、やはり痛いというか、辛いこともこれからの将来にとってもみんな一緒という土台、テーブルに乗って、教育委員会も指導が1回で済むと、分けて説明することなく1回で済むというメリット、そして受入側も全体が同じテーブルに乗ってるといふところのメリットを感じました。阿久根市の中では小学校のお母さんが華の50歳組のために犠牲にしないでほしいということもお聞きをしております。将来にとってはこの規模ですから、最終は一つになっていく、目標を立ててクラスの数、編成を決めてしまうと一つに近まっていく可能性もあります。そうしたときに、この多久市では既に週末は市が買い上げているバスを動かして、市全体の子供たちのスポーツの競技ができる、練習ができるようにもそのバスを利用していました。将来的にはそういう方向にもあるのかもしれない。今は幾つか学校をつくっても、そのうちには段々と将来が見えてくれば、その方向も見定めながらいく必要があるかと思えます。

大田重男委員長

ほかになければ、学校規模適正化委員会も立ち上げるということですから、その中で話があったやつを総務文教委員会にも意見をもらったりして、そうしてもらったら助かると思います。ぜひとも、その辺の検討委員会の情報も随時、総務文教委員会のほうに流してもらい

たいと思います。

なければ以上で教育行政に関する意見聴取を終わります。
お疲れさまでした。

(教育委員会退室、企画調整課入室)

大田重男委員長

次に、再生可能エネルギービジョンに関する事項について、企画調整課への意見聴取を行います。

本委員会では、福岡県糸島市における再生可能エネルギーに関する取り組みについて、調査をしてみました。

そこで、その調査を踏まえ、所管課に意見を伺うものです。

それでは、各委員から質疑等あればお願いします。

渡辺久治委員

一番感じたのはな、県とのつながりがすごいかなどというのは思った。県のほうからどんどんこんなふうにしてくれというのがあったんだけど、その辺は阿久根は厳しいのかなというのを感じるんですけども、いかがですか。

早瀬企画調整課長

県との関係ということで、今回、うちのほうが実行可能性調査をしました。県のほうも並行して同じ事業で再生可能エネルギー県かごしま創生事業、そして水素・再生可能エネルギーフェアということで、県も今からつくっていくのかなと。であれば、県がつくった方針に基づいて、また市町村のほうとも調整という流れになりますので、結局、阿久根市としては去年ビジョンをつくったんですが、それをまた県のほうと調整が必要ということです。それも当然ながら今年度で県がつくれれば来年度で調整ということで、2年遅れで県のほうとはそういう調整をしていくということになるかと思います。

渡辺久治委員

そういう県からの提案とか、進んでいるのをどんどん取り上げてすり合せして行って、どんどん充実したものにしていってもらいたいと思います。

濱之上大成委員

ほとんど意見はないんですけどね、今、渡部委員がおっしゃったのに値するんですが、やっぱり近くに九大があったり、あるいは大きな企業があったり、逆に言うと私どもが企業誘致に悪戦苦闘した経緯がありますがね。今後こういったエネルギーのビジョンを利用するために、どっか企業を模索しながら、企業誘致まではいきませんが、企業にも参加していただくような発想も必要じゃないかなというふうに、ちょこっと思ったんですよ。ただ、行政だけでなっていくのも大事なんですが、やっぱり阿久根に行って企業がこういうことをしてみたいというような、そういう模索をすることも必要なんじゃないかなと思うんですが、ちょっと意見だけ。

早瀬企画調整課長

昨年度のビジョンの中にですね、とにかく地域で回すと。今までエネルギー、電気についても全部九電を初め、外に流れているお金を地元にあるものを地元で起こして、地元で金を回そうということと、それと人口減少というのは当然避けられない部分もありまして、そこについては身の丈に合った規模でやっていこうと。やっぱりその二つの線は譲れないところがありますので、向こうから企業が入ったら企業は当然根こそぎ持っていくという。そこからしたら小さいやつでもいいから、それぞれ今小学校区、中学校区ありますけど、そこでできるものがあつたらそれをほかの地区にもやっていくという形で、とにかく地元で金が回るそういう仕組みというところを今のところはですね。ビジョン全体がそういう形の考え方になっていますので、そういう形で進めていきたいと思っています。

濱之上大成委員

それはわかっています。その方向でもあると同時にですね、そういった財政的な状況も考えたときに、やっぱり企業に出資してもらおうような、並行した捉え方でできないものかなと思ったものですから。以上です。

竹原信一委員

今、世の中で再生可能エネルギーと呼ばれているものを、トータルとして計算している分ですね、そのプラントからそれから途中の運搬やら何やら考えるときに、実際それに見合う再生可能エネルギーというのはないんですね。現実、自治体に取り組んでいるのは再生可能エネルギーやりますからと言って国の補助金を持ってくる。その消費の方法でしかない。そうすると一時的には何かやったように見えるし、金が回ったようには感じる。でも、トータルの的には、例えば太陽光みたいな話ですけど、あれは皆さん全体の家庭電気代からそれを設置した人にお金が回る仕組みにすぎないわけで、トータルとしてはプラントなんか全部考えてみると、全くのマイナスです。全く再生なんかできずに最後にごみが残るだけなんです。ちゃんと、ほんとに再生なのか、社会全体に貢献するシステムであるのかというものを考えてやっていただきたい。恐らく無理です。どうせ頓挫します。今、（聴取不能）さんが再生可能エネルギーなんだのと言ってるものは全部それです、ね。あんまり大きな無駄にならないようにしていただきたい。終わります。

濱田洋一委員

先般、糸島市に所管調査に行きまして、糸島市が目指す姿としてですね、創エネルギーのまち糸島と。今現在、太陽光発電、廃棄物発電、小水力発電の取り組みをしていらっしゃる。その中で特に感じたんですけれども、やはり地域資源を活用して、そこに住んでいらっしゃる方々の協力をいただき、うまく市民の方々と市と連携を図られてされてるというのが実感とありましたけれども。少し余談ですけれども、鶴川内小学校で、寺地補佐やらテレビに映っていらっしゃいましたけれども、再生可能エネルギーの学習というような、小水力発電ですかね。非常にいいことだなと思ったんですが、例えば地域にそういった小水力でこういうふうになりますよとか、細かいところからと言いますか、小さい部分から地域の方々への理解を求めて、地域と一体になったというのに取り組んでいただければと思うんですけれども、それに対して市のほうとしても一緒になって取り組んでいくということが大事かなと思うんですが、それについて課長、どう思われますか。

早瀬企画調整課長

小水力についても民間が入って採算が取れる規模のものと、それ以外は環境教育といいましか、地域で防犯灯を照らすだけとかですね、あとは薩摩川内市のほうが藤川天神の先に、川から水を持ってきて小水力をつくっています。それは電気自動車のほうもきちんと充電できるというような仕組みの中でですね。ですから、いろんな地区の小さいものがあるのかなと。それを見ながら、例えば子供たちからアイデアがまた出るかもしれないでしょうし、その辺については今やっている可能性調査の中でですね、何点か今調査されていますので、その案が出てくるかと思えます。

竹原恵美委員

糸島のほうは10万人大都市で随分状況が違ってしまっていて、企業がつく、そして企業が実験の場所として全ての機械を提供する、生産したものを提供するというで入られていました。そのほかにしても採算の合うものだけをやるというのをベースにしてらしたので、阿久根の状況とは少し違う、環境が違うことはありますが、なるべく採算ということにはポイントを一つ置くべきかなと思いました。あと、小水力発電をするときには、地元で管理を任せる、数十万で年間全ての管理をいただけるような状況をつくるなど、学ぶべきかと思うところもありました。一番、一つ阿久根ではあまり言われなかったことを見たと思っているんですけれども、省エネも創る電気、創出の創の電気として表現してありまして、省エネをすればその分だけ発電の機器をつくったものと評価するという認識がありましたので、阿久根と

しては今まで聞いていなかった、私も考えていなかったんですが、並行して省エネ、使わない、削減をしていくという考えはいかがでしょうか。

寺地企画調整課長補佐

先ほど濱田委員からも説明がありましたとおり、小学校のほうに説明に行かせていただいております。その際につきましては、再エネと省エネという観点から今回授業をさせていただいたところであります。今後、冬休みの期間を利用して学童を回って、そういう講習をしたり、地域を回りながら再生可能エネルギー、省エネ、それらを含めての理解を深めるための学習会等を検討して開催していく方向で今進めていくところです。直近で言いますと、今度の産業祭、16、17日にですね、木質バイオマスの足湯を行おうと思っているところがあります。そういうところで再生可能エネルギーの理解を深めていくような取り組みを行っていただければと思っているところであります。

竹原恵美委員

子供たちの教育に手を出されているということは、すごくいいことだと思ったところでした。やっぱり、電気を通して生活の立て方とか生き方までつながっているんだなど。ぜひつなげていってください。高いところを目指していけるようにと思います。お願いします。

[発言する者あり]

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:56～11:58)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ以上で、再生可能エネルギービジョンに関する意見聴取を終わります。

(企画調整課退室、総務課入室)

大田重男委員長

次に、災害対策及び避難計画に関する事項について、総務課への意見聴取を行います。

本委員会では、福岡県古賀市における防災対策に関する取り組みについて、調査をしました。

そこで、その調査を踏まえ、所管課に意見を伺うものです。

それでは、各委員から質疑等あればお願いします。

渡辺久治委員

古賀市を見て、防災対策室ですか、すごい画面が大きいのがあってびっくりして、あれが本当はいいのかなとも思ったんですけども、ただ、あれを運営する人が1人おって、その人がいなければ動かんようなことを聞いたから、これはいいのかなと本当に思いました。その辺は阿久根市の防災において何かをするときに何人か必要だと思うんですね、いろんなシステムを。その辺は大丈夫ですかね、阿久根は。ということを知りたいと思います。

山下総務課長

古賀市さんの災害対策室みたいなのではないのかなと思っています。今、阿久根市における、例えば災害対策の協議をする際には、総務課の危機管理係においていろんな県とつながっている土砂災害警戒システムであるとか、いろんなシステムを危機管理係で見ることができます。実際、災害の発生する恐れがある際には危機管理係の職員が待機をいたします。そこでいろんな情報等を見ながら、災害対策部長会議を必要に応じて開催いたしております。

が、そこでのデータは、パソコンを大会議室に持って行って共有する形での会議はいたしておりませんが、例えば、台風の進路予測図であるとか、そういったデータを出力をして、それをもとに第1会議室で会議を行っております。基本的には防災関係の資料については、危機管理係のほうで集約して情報が収集できる、そういう仕組みになっておりますので、それをもとにした対策を現在は講じているところであります。そういう体制にあります。

渡辺久治委員

そういう収集した情報を共有してと、資料を出せる人というのは何人かいるんですか。

山下総務課長

危機管理係の中では3人の職員が対応に当たります。ただ、夜間であるとか、警報が出たら直ちに警戒に当たりますので、他の係の職員も交代する形で警戒に当たりますが、危機管理係の3人のうちの職員は全てそういった機器の操作は可能ですので、誰か1人は残る形で交代で長期に及ぶ場合には警戒に当たっているという状況であります。

濱田洋一委員

阿久根市では、河川等に固定カメラとか、例えば高松川であったりとか、いわゆる危険地域というか、監視カメラですかね、というものの設置とかはしてありますか。

中尾危機管理係長

監視カメラの件につきましては、鹿児島県のほうが設置をしてあります。設置場所につきましては、波留の火の山から山下に抜けるところの、浜田橋の1個上の橋があるんですが、そちらのほうに県のほうで設置をしております。ですので、市としましては設置はしていないところであります。

濱田洋一委員

その県が設置しているカメラについて、随時モニター等で市で見れるということではないんですか。

中尾危機管理係長

設置してあるカメラにつきましては、鹿児島県農政部のほうで設置をしているというお話ですので、市では見れません。内容につきましては、出水の北薩地域振興局のほうでは確認ができるということは伺っております。

濱田洋一委員

例えば一般災害とか台風等でかなり降雨量があるというときには、やはり振興局のほうとのやり取りをしながら、現状の確認というのはリアルタイムでできるんですか。

山下総務課長

個別のカメラで定点観測する形でのやり取りはいたしておりませんが、高松川に関しては高松の防災ダムがあります。ここに警戒する際には農政課の職員が待機をいたします。そこでいろんな高松川の河川情報等については確認をしながら、例えば、井堰を開いたり、必要な操作を行っております。また、総務課のほうでは雨量につきましては気象庁が非常に細かい範囲でレーダーナウキャスト、高解像度の画像をインターネット等で公表しております。こういったものを見ながらですね、短時間の降雨量の予測等も示されております。こういったものを見ながら対応に当たっていると、こういった状況であります。

木下孝行委員

明らかに違う部分で、改善しなきゃいかんと思ったところが1、2点あるんですけど、まずは防災士が古賀市のほうは30名いると。うち男性28名、女性2名ということで、その防災士を育てるために補助金まで市がつくってやっているという。そういうことを含めて、阿久根市としてはそこら辺でかなり足りない部分があるのかなと。この前もちよっと課長にも話をしたみたいに、やはり防災士は今1人しかいないということで、その人も高齢者になりつつあるという方であって、そういった育成も阿久根市は確実にしていかなきゃいかんと。補助金等もできたらそういう補助制度もつくってですね、育成という形ではやって、防災意識を市民に十分意識づけするためにも、そういう方たちは必要ではないかなというふうに思

っております。そこについて、課長の考えを。

山下総務課長

確かに市内に防災士の資格を取得されている方はお一人です。いろんな形で出前講座に行ったりとか、お話をさせていただいて、活動をしていただいております。今後、こういった活動ができる方をより多く確保していくというのは非常に大事なことだと思っています。鹿児島県内ではなかったですが、ほかの自治体で資格取得に数千円程度の補助を出しているところもございました。資格を取得するのにどの程度の経費がかかるのか。例えば、消防団員の経験者であれば数千円程度の経費で取得できる場合もあるでしょうし、そうでない一般の方でしたらもっと多額の経費が場合によってはかかるかもしれません。ここも十分見極めた上でですね、どのように広めていくことができるのか。まずは自主防災組織のリーダーの方々いろんな形で研修をしていくと、これが一番重要なことなのかなというふうに思っております。

木下孝行委員

それとですね、もう1点がですね、いわゆる市役所の職員が消防分団に加入している率がですね、古賀市が90%ということで、なかなかその地域によって、またその自治体によってそういう方向でそういうふうにしていくのも難しい部分もあるんだろうと思うんですけど、こうして消防団員が少なくなっていく。地域には特に、田代なんかは特にですけども、消防団員がかなり高齢化していないという。だからそういう中で、配置的にはどうするかは考えるところがあるんだろうけど、職員に対しての意識づけですね。結果的に強制じゃなくて、意識づけをしてふやしていくというか、そういうのも今後阿久根市もまた考えていかなきゃいけない状況にあるのかなという思いはしたんですが、そこら辺はどうですかね。

山下総務課長

消防団員については、総務課消防係の所管にもなりますけれども、一般的には地域へのいろんな行事への参加ということでは、職員へは広く呼びかけをしております。消防団員は今、かなり多くの市の職員も加入して40数人、正確な数等はここでは把握しておりませんが、かなり多くの職員が入っていると思っております。消防団員の定数等の絡みもありますし、どういう形で今後増加していくことができるのかは、今後考えていかなければいけないと思っておりますけれども。消防団を含めた地域での防災活動、例えば、防災訓練等を実施する場合にも、率先して地域の訓練に参加するようとか、こういったことは課長会等を通じて職員にも広く指示をしておりますし、このような取り組みをずっと続けていきたいなと。結果として自主防災組織への市職員としてのかかわりの度合いが広がっていければなと思っております。

木下孝行委員

そう意味ではですね、今後も職員に対しては強制じゃなくて、そういう意識を持って、考えてくださいということは、常に課長のほうからでも意識づけをお願いしたいと思います。

竹原信一委員

防災。実際には避難なんですね。ですから、防災という言葉を使った時点で1人1人、自分自身のこととして認識が薄まる。防災は市がするもの、市が言って来ればするもの、避難だったら自分のこととして感じやすいんですよ。避難訓練なのに防災訓練というふうに言うと感覚が希薄になる。自分のことだっていうふうに自覚してもらうことから始めなきゃいけないと思いますよ。ですから、防災という客観的なのという話じゃなくて、自分、避難だよっていうのをもっと理解するというか、受けとめられるような言葉の使い方をやっていくべきじゃないかと思うんですけども、どうでしょうかね。

山下総務課長

一般的な言葉として災害対策を防災というふうに呼んでいるのかなと思っております。ただ、最近では自助、共助、公助というそれぞれの分野ごとのこういった言葉もございまして、防災の上にも自主防災という自主という言葉をつけて自らのこととして理解していただくよ

うな、そういった用語も出ているのかなという気はしております。今、委員がおっしゃいました避難の重要性を住民に広く喚起するという趣旨での御発言だと思いますので、このような取り組みは今後も続けていきたいというふうに思っております。

竹原信一委員

喚起という言い方はやっぱり上からなのよね、何かね。本当にみんな1人、例えば、津波があったときに1人1人逃げましょうという周知があって、てんてんことというのがあって助けられた（聴取不能）、それこそが一番大事かと。そこのところをね、皆さんも持ってもらいたいわけです。職員が持ってそういう個人的な避難という感覚があればそれが伝わる。そういったものの感覚が大事だというふうに思いますので、今後ともよろしく願います。

濱之上大成委員

古賀市に行ってまいりました。まずお茶菓子をいただいたんですけどね、お茶菓子はいらぬから、この対策室をくださいと僕は言って帰ってきたんですけどね。それくらいに素晴らしいものがあって、さっき渡辺委員もおっしゃったんですが、もしこれを取り入れたとしたら、今の管理課の方がほとんど風呂にも入れない、トイレに行くときもタブレットを持っていくと、これくらいの厳しい状況でしたから、そういう職員のものもありますので、今後ですね、どうか阿久根に合った、古賀市はほとんど災害がないところであったのもびっくりしましたけれども。地形的なものもあって、いいものもありました。私としては、今もうほとんど木下委員がおっしゃったのでだったんですが、最低でも防災士を3校区ぐらいに分けて、2、3人ずつでも確保して、啓発していただく人を準備すべきかなと。それとつくづく感じたのは、今の避難場所としての13カ所してますが、そこにおけるある程度の太陽光ではなくても、発電機等も準備して停電等にも利用できるような状況を少しずつですが、準備していただければなど、つくづく感じました。なぜかと言ったら、高齢者が来たときに、洋式便所が足りなかったりするわけですから、今後そういうのに代わる、代わりのプラスチックでもあるわけですから、そういったものも配備するぐらいの心配りをしてほしいなど感じて帰ってまいりました。よろしく願います。

竹原恵美委員

古賀市ではすばらしいデジタルのシステムを入れていらしたんですが、その目的として、メリットとしては警報などの手落ちがない、データに寄ってくればそれに対する警報ラインを見間違わずに発信できる状態、そして発信する相手もフェイスブック、メール、無線の広報というたくさん種類を一気にできるというメリットがあったんです。それに対して操作できるのは今の人、その前、その前々の人で、3人はおられると私は聞いたふうに思ってるんですけども、阿久根市の状況としてはいかがでしょうか。まず、人数もそうですし、警報、放送、広報という段階においてのサポート状態。それにかかわる人たちの状況はいかがでしょうか。

山下総務課長

警報が出た場合には、危機管理系の職員は直ちに登庁するようにしております。既存のそれぞれ持っている携帯電話等で確認して、警報が出た場合にはすぐ登庁できるようにしております。そして、危機管理系の職員が出て職員に情報を周知する必要がある場合には、危機管理係において防災メールを送信いたします。これは職員、それから登録されている市民の方もいらっしゃいますけれども、この方々に情報を提供して、職員の場合には必要な対応を指示をしております。また、そのほかでは、市民の方々には防災メールの登録された方にはそのような情報もお送りしておりますけれども、そうでないの方々には、例えば避難準備情報を出しているとかということは、防災行政無線を通じて現在は行っているところでございます。合わせて、市のホームページで市の警戒態勢について記事をアップしているところでございます。以上です。

竹原恵美委員

その一連のことを先ほどかがった3人が完璧にできる状態を整えてあるというふうに思

っていいですか。

山下総務課長

3人と、それからホームページにつきましては秘書広報係のホームページ担当職員も、ホームページをアップする際には作業を行っております。基本的には情報を出す際には危機管理係、あるいは総務課全体で職員が対応に当たっているという状況でございます。

竹原恵美委員

古賀市では、それだけのシステムを入れたのは6月のことで、まだ訓練を行ってはいない、これからしなくてちゃいけないとおっしゃったんですが、阿久根市の中でも訓練を現実的な体制で、シナリオを最初はするんでしょうけれども、あとはシナリオなしで行うなどつくっていかねばならないかと思います。御意見を伺いたいです。御意見はシナリオなし、なり、ありでスタートさせて、シナリオなしの訓練をしていくというお考えはありますでしょうか。

山下総務課長

現在ではシナリオを想定して、発生被害、災害等を想定して行っております。シナリオなしでの訓練は現状では予定はございません。

竹原恵美委員

シナリオなしというのは、桜島のほうの避難訓練で知ったんですが、かなり現実的に動かすときにはそのような方法もこれからあるのかなと思います。以上です。

[発言する者あり]

濱田洋一委員

先ほど木下委員、濱之上委員からもありました防災士の育成を図っていただきたいということがありました。本当に大事なことだなと思います。また、課長のほうからもそのような方向で検討していきたいというのがありました。ちなみにですね、この前の古賀市の現状は委員からありましたけれども、概ね費用は6万円ぐらいと言われました。市からの助成が3万円を上限としてありました。そしてですね、消防団歴、さつき課長も言われましたけど、消防団の分団長の階級にある者、あった者、例えば、今現職の分団長であったり、退団された方であったり、そういう方は申請だけで、登録料が数千円みたいですけれども、申請だけで防災士の資格というのが与えられるということですので、逆にそういうことを広く周知をしていただければ、やってみようかなと言われる方もおいでになるのかなというふうに思いますので、そこら辺をもうちょっと検討していただいでですね、予算もありますし、周知の方法だとか、そこら辺からまずは防災士の育成で取り組んでみるというのを一つの案として報告しておきます。以上です。

大田重男委員長

ほかになれば、災害対策及び避難計画に関する意見聴取を終わります。

(総務課退室)

大田重男委員長

各所管課への質疑は終了しました。

ここで、本委員会の今後の調査について、各委員から御意見を伺います。

竹原恵美委員

以前提案いたしましたけれども、協定を結んでいる熊本の多良木など、研修もお互いの連携の形として研修をさせていただきたいと思います。

[発言する者あり]

前、提案したのがいかがでしょうかというのを提案したところでした。多良木に、連携しているはずなので。

木下孝行委員

私のほうは今回3項目所管調査でやってきたんですけれども、全てがまだ阿久根市は解決していないということもあつたりするので、このまま項目は調査すべきかなと思っております。

大田重男委員長

先ほど竹原恵美委員が言った意見も入るわけだから、今、木下委員からこのまま調査を継続したいということですから、それに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本委員会の所管事務調査については継続調査するとし、委員会の開催日については委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会の開催日について、各委員にお知らせいたしますので、よろしく申し上げます。

議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりの総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

〔発言する者あり〕

以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 12時30分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男